

議員提出第1号議案

大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成24年7月27日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者

大阪広域水道企業団議会議員

野村 友昭
三宅 達也
小西 一美
大毛 十一郎
岸田 厚
児島 政俊
前田 敏
清水 勝
野々上 愛
小東 徳行
野村 生代
西川 訓史
川谷 洋史
丹羽 実
樽井佳代子
山本 靖一
松尾 京子
麻野 真吾
秋月 秀夫
川光 英士
井原正太郎
渡辺 裕
坂本 顕
諏訪 久義
貝塚 敏隆
岡田 初恵
鈴木 実
福田 重嗣

大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

大阪広域水道企業団議会規則第 号

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前
目次 第1章—第6章（略） 第7章 <u>協議又は調整を行うための場</u> 第8章・第9章（略） 附則 第115条（略） 第7章 <u>協議又は調整を行うための場</u> （ <u>協議又は調整を行うための場</u> ） 第116条 <u>法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</u> 2 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> 第8章（略） 第117条（略） 第9章（略） 第118条（略） 別表（第116条関係）				目次 第1章—第6章（略） 第7章・第8章（略） 附則 第115条（略） 第7章（略） 第116条（略） 第8章（略） 第117条（略）
名称	目的	構成員	招集権者	
議員全 員協議 会	企業団 事業の 課題、企 業団議 会の運 営等に ついて協 議を行う	全議員	議長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。